

地下浸透の防止による地下水汚染対策推進費 12百万円（17百万円）

水・大気環境局 地下水・地盤環境室

1. 事業の必要性・概要

近年においても工場・事業場が原因と推定される有害物質による地下水汚染事例が毎年継続して確認されていることから、その汚染原因の調査等を踏まえ平成23年に水質汚濁防止法が改正され、地下水汚染の未然防止に係る新たな制度が導入されたところである。

今後、この地下水汚染の未然防止制度の円滑な施行及び3年間の経過措置期間における的確な対応を確保し、地下水汚染の未然防止対策の充実を図っていくため、確実かつ安価な漏えい検知技術の調査・技術実証を進めるとともに、規制の困難な有害物質の貯蔵場所等における対策ガイドラインの策定等を行う。

2. 事業計画（業務内容）

- ・非意図的な地下水汚染の未然防止制度の円滑な施行及び経過措置期間における的確な対応を確保するため、確実かつ安価な漏えい検知技術について、事例調査・実証を行う。
- ・今回の規制対象施設以外の有害物質の貯蔵場所や作業場所等についても、法の趣旨を踏まえた非意図的な地下水汚染の未然防止対策の推進を図るためのガイドラインの策定等を行う。

	H23	H24	H25	H26
新制度・措置を適正に執行するための技術的手法に関する指針等の検討	→			
漏えい検知技術等安価な技術の活用に関する調査		→		→
地下水汚染未然防止の充実に向けた検討		→		→

3. 施策の効果

本事業の実施の結果、自治体・事業者に対して、水濁法改正による新たな制度、措置のフォローアップや施策の充実を図ることができ、更なる地下水汚染の未然防止が推進される。

地下浸透の防止による地下水汚染対策推進費

背景

- 近年においても、工場・事業場が原因と推定される地下水汚染事例が毎年継続的に確認されている → 人の健康や生活環境への影響が懸念
- 平成23年に水質汚濁防止法が改正され、地下水汚染の未然防止に係る新たな制度が導入されたところ

新たに導入された制度の概要

- 有害物質を貯蔵する施設を新たに規制対象とした
- 有害物質を使用、貯蔵等する施設に対し、構造等に関する基準の遵守を義務付け（ただし既存の施設に対しては施行後3年間の適用猶予）
- 有害物質を使用、貯蔵等する施設に対し、定期の点検の実施、結果の記録、保存を義務付け

平成24年度～

- 地下水汚染の未然防止制度の円滑な施行のための、確実かつ安価な漏えい検知技術の事例調査・実証の実施
- 施設以外の有害物質の貯蔵場所や作業場所等における地下水汚染未然防止施策の充実に向けた検討

目標

有害物質の非意図的な漏えいや、床面等からの地下浸透を未然に防止